

沼田診療所通所介護事業 運営規程 (デイサービス)

(事業の目的)

第1条 広島医療生活協同組合が開設する沼田診療所デイサービス（以下「事業所」という）が行う指定通所介護（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態ある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活上を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 沼田診療所デイサービス
- ② 所在地 広島市安佐南区伴東七丁目 38 番 10 号

(従業者の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 2名（常勤2名、うち1名介護職員兼務）
利用者及び家族等からの相談の対応、関係機関との連絡調整等を行う。
- ③ 看護職員 4名（常勤3名機能訓練指導員兼務 非常勤1名機能訓練指導員兼務）
利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- ④ 介護職員 3名（常勤3名、うち1名生活相談員兼務）
利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 5名（非常勤1名、常勤3名看護職員兼務、非常勤1名看護職員兼務）
機能の維持・向上の為の訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後3時40分

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は20人とする。

(事業の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次の通りとする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック

- ③ 食事サービス
- ④ 入浴サービス
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 日常動作訓練
- ⑦ レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 食費として 1 回 600 円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業実施地域は、広島市安佐南区・安佐北区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

利用者が指定通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護従事者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行う。

(利用者等の虐待の防止のための措置)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、下記のことを行います。

- ① 虐待を防止する為の職員の研修
- ② 利用者及び家族からの苦情処理の体制の整備
- ③ その他、虐待防止に必要な措置
- ④ 事業所は、サービス提供中に職員又は、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

(その他運営に対する重要事項)

第 14 条 1 事業所は、通所介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年 1 回
 - ③ その他の研修
- 2 従業者は、職務上知りえた秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、広島医療生活協同組合の本部役員と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 1 日一部改定